林業·木材産業関係団体 各位

独立行政法人 農林漁業信用基金 理事長 今井 敏 (公印省略)

東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する 独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則 の特例業務細則の一部改正について

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当基金の林業信用保証業務につきましては平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当基金では、東日本大震災復旧等緊急保証を令和4年3月31日まで受け付けることとし、「東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則」の一部を改正することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、一部改正後の「東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則」は、当基金のホームページ(https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html)に掲載しております。

敬白

東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則

平成 23 年 5 月 2 日独信基 301 平成 23 年度第 1 号改正: 平成 24 年 4 月 5 日独信基 301 平成 24 年度第 1 号改正: 平成 25 年 5 月 16 日独信基 301 平成 25 年度第 3 号改正: 平成 26 年 4 月 1 日独信基 301 平成 25 年度第 52 号改正: 平成 27 年 4 月 1 日独信基 301 平成 27 年度第 34 号改正: 平成 27 年 4 月 9 日独信基 301 平成 27 年度第 37 号改正: 平成 28 年 4 月 1 日独信基 301 平成 27 年度第 37 号改正: 平成 28 年 12 月 5 日独信基 301 平成 28 年度第 21 号改正: 平成 29 年 4 月 1 日独信基 301 平成 28 年度第 34 号改正: 平成 30 年 4 月 1 日独信基 301 平成 29 年度第 34 号改正: 平成 31 年 3 月 29 日独信基 301 平成 30 年度第 34 号改正: 令和 2 年 3 月 31 日独信基 302 令和元年度第 396 号改正: 令和 3 年 4 月 1 日独信基 302 令和元年度第 396 号

(目的)

第1条 東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則(以下「特例細則」という。)は、東日本大震災による林業・木材産業の被害が甚大であり、かつ、広範囲に及ぶことから早期の復旧・復興に資するための措置が必要であること、また、国が補正予算措置等により金融支援措置として独立行政法人農林漁業信用基金に出資等を行うことに鑑み、被害を受けた林業者・木材産業者が実施する復旧・復興に必要とする資金に係る債務保証を行うに当たり、独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則(以下「細則」という。)の定めにかかわらず、特例の業務細則を設けるための必要な事項を定めることを目的とする。

(保証対象資金)

第2条 東日本大震災に伴う原発事故による災害の影響を受けている林業者・ 木材産業者(福島県内に事業所及びその他の事業拠点を有している者。(以下 「被災林業者等」という。))の復旧・復興のために必要な運転資金・設備資 金及び資金繰り安定化のために必要な運転資金であって、林業信用保証業務細 則第5条第1項各号に定める資金をいう。

(保証の範囲)

第3条 細則第7条の規定にかかわらず、第2条に定める資金の保証を必要とする場合の保証の範囲は、その保証に係る元利等の残高に 100 分の 100 を乗じて得た額とし、最高限度額は2億円とする。ただし、令和4年3月31日までに保証の申込みを受理したものであること。

(資格要件)

第4条 この保証に係る資格要件については、以下のとおりとする。

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区分	復旧・復興の場合	資金繰り安定化の場合
保証対象者	原発事故に係る警戒区域	福島県内に事業所を有し、原発事故の影響
	等(※1)の公示の際に、当	により、保証申込みまでの3か年の年間売
	該区域内に事業所・事業拠	上高平均が震災前の3か年の年間売上高平
	点を有していた者。	均に満たない者。
必要書類	被災林業者等にあっては、	「東日本大震災に対処するための特別の財
	市町村等が発行する罹災	政援助及び助成に関する法律に係る農林漁
	証明書の写し等	業者等向け制度資金の特例措置について
		(※2)」に定める被害証明書その他基金
		が適当と認める市町村等が発行する震災被
		害の証明書の写し

- ※1 警戒区域等:警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。
- ※2 令和3年3月24日付け2経営第3262号・2林政企第76号・2水推第1536号農林水産省経営局金融調整課長、林野庁林政部企画課長、水産庁漁政部水産経営課長、増殖推進部研究指導課長通知。

(保証に係る資金の借入期間の最高限度)

第5条 細則第5条にかかわらず、第2条に定める資金の借入期間の最高限度 は15年とする。原則として、更新を認めない。

(弁済方法等)

- 第6条 保証に係る弁済方法、貸付形式、利用形態は以下のとおりとする。
 - (1) 弁済方法は、一括弁済又は分割弁済とする。ただし、長期資金は分割 弁済とし、据置期間は運転資金・設備資金ともに2か年以内とする。
 - (2) 貸付形式は、証書貸付又は手形貸付とする。
 - (3) 保証の利用形態は普通保証とする。

(保証料)

- 第7条 細則第15条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 第2条に係る資金の令和3年度の保証料は、国が助成する額の範囲に おいて保証料を免除する。
 - (2) 第2条に係る資金の令和4年度以降の保証料は、原則に従い徴収する。
 - (3) 令和2年度以前に申込みのあった東日本大震災復旧等緊急保証に係る 令和2年度以前に納付された保証料においては、期限前に完済した場合に は、残余の保証期間に相当する保証料の額を返納する。

(連帯保証人等)

第8条 細則第17条第4項の規定により、連帯保証人を立てることを免ずることができる。

(出資金)

第9条 新規の保証利用者は当該資金利用分に限り保証額にかかわらず1万円の出資を要する。既に出資を有している者は当該資金利用分に限り追加出資を要さない。

(細則の準用)

第10条 第1条から第6条に係る規定の他は、細則を準用する。

(その他)

第11条 この特例細則は、特例細則が有効でなくなった時点で廃止する。

附則

1 この特例細則は、平成23年5月2日から施行する。

附則

1 この特例細則は、平成24年4月5日から施行する。

附則

1 この特例細則は、平成25年5月16日から施行する。

附則

1 この特例細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1 この特例細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この特例細則は、平成27年4月9日から施行する。

附則

1 この特例細則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

1 この特例細則は、平成28年12月5日から施行する。

附則

1 この特例細則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この特例細則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

1 この特例細則の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1 この特例細則の変更は、令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この特例細則の変更は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 東日本大震災復旧等緊急保証取扱マニュアル (平成23年5月2日付け独信基303平成23年度第16号) については、廃止する。

東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則の改正

新旧対照表

% 上 程	(傍線部分は改正部分) 期
=	
第1条 (略)	第1条 (略)
	(新設)
第2条 東日本大震災に伴う原発事故による災害の影響を受けている 林業者・木材産業者(福島県内に事業所及びその他の事業拠点を有	
している者。(以下「被災林業者等」という。))の復旧・復興のために必要や運転答会・設備答会及び答会編り安定化のために必要	
な運転資金であって、林業信用保証業務細則第5条第1項各号に定	
める資金をいう。	
(保証の範囲)	(保証の範囲)
第3条 細則第7条の規定にかかわらず、第2条に定める資金の保証	第 $\frac{2}{2}$ 条 細則第7条の規定にかかわらず、 $\frac{以下のとおりとする。}{}$
を必要とする場合の保証の範囲は、その保証に係る元利等の残高に	基金が行う債務保証の被保証者が、東日本大震災で被害を受け、
100 分の 100 を乗じて得た額とし、最高限度額は2億円とする。た	その復旧などのために次の(1)及び(2)に掲げる資金の保証を
だし、令和4年3月31日までに保証の申込みを受理したものである	必要とする場合の保証の範囲は、その保証に係る元利等の残高に
いてい	100 分の 100 を乗じて得た額と <mark>する。</mark>
(1) (削る。)	(1) 設備資金
(2) (削る。)	(2) 運転資金
	4 億円 (特に必要と認められる場合は、最高限度額を8億円 とすることができる。)
(3) (削る。)	(3) 令和3年3月31日までに保証の申込みを受理したものである
	。

(資格要件)		(新設)
第4条 この(この保証に係る資格要件については、以下のとおりとする	0
李	作用・作用の担合 答会編り弁定化の担合	
<u>三人</u> 保証対象者	<u> </u>	<u>-</u>
	ね り、	3
	か年	433
	震災前の3か年の年間売	売
必要書類		to the state of th
	ドする罹災	<u>助</u>
	証明書の写し等 及び助成に関する法律に	<u>N</u>
	係る農林漁業者等向け制	<u>前</u>
	度資金の特例措置につ	<u>100</u>
	て (※2)」に定める被害	中
	証明書その他基金が適当	<u> </u>
	と認める市町村等が発行	位
	する震災被害の証明書の	6
	年し	
※1 警戒区4	警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難〕	<u>域</u>
※2 令和3年3月	年3月24日付け2経営第3262号・2林政企第76号・	2
水推第 15	水推第 1536 号農林水産省経営局金融調整課長、林野庁林政部企画	
課長、水産	課長、水産庁漁政部水産経営課長、増殖推進部研究指導課長通知	<u>知。</u>
(保証に係る)	(保証に係る資金の借入期間の最高限度)	(新設)
第5条 細則	細則第5条にかかわらず、第2条に定める資金の借入期間の	
最高限度は	1.1	
(削2。)		(一被保証者についての保証の金額の最高限度)
		第3条 細則第6条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。(1) 当該答会の城保証者にたるシャスをが出答権分を有1 アン
		国際貝形の欧木町石(ごよび) こりらもが田貞特がを行うこ

	る場合 保証残高が一被保証者についての保証の金額の最高限度を超えても、新たな出資の払込を要しないものとする。 (2) 当該資金の被保証者になろうとする者が出資持分を有していない場合 1万円相当の出資持分を取得することにより、一被保証者についての保証の金額の最高限度を超えた保証を受けることができる。
(削) 2。)	(保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度) 第4条 細則第5条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。 (1) 設備の修理及び被災設備の撤去に係る資金は設備資金とみなす。 す。 (2) 第2条(1) 及び(2)に係る資金の借入期間の最高限度 15年
(弁済方法等) 第6条 保証に係る弁済方法、貸付形式、利用形態は以下のとおりと する。 (1) 弁済方法は、一括弁済又は分割弁済とする。ただし、長期貸 金は分割弁済とし、据置期間は運転資金・設備資金ともに2か 年以内とする。 (2) 貸付形式は、証書貸付又は手形貸付とする。 (3) 保証の利用形態は普通保証とする。	(新設)
(保証料) 第7条 細則第15条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。 (1)第2条に係る資金の令和3年度の保証料は、 <u>国が助成する</u> 額 の範囲において保証料を免除する。 (2)第2条に係る資金の令和4年度以降の保証料は、原則に従い 徴収する。 (3)令和2年度以前に申込みのあった東日本大震災復旧等緊急保	(保証料) 第5条 細則第15条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。 (1)第2条に係る資金の令和2年度の保証料は、別途、規程で定 めるところによる。 (2)第2条に係る資金の令和3年度以降の保証料は、原則に従い 徴収する。

前に完済した場合には、残余の保証期間に相当する保証料の額を返納する。	
(連帯保証人等) 第 <u>8</u> 条 細則第17条第4項の規定により、連帯保証人を立てることを 免ずることができる。	(連帯保証人等) 第 <u>6</u> 条 細則第17条 <u>(</u> 第4項 <mark>を除く。)</mark> の規定に <u>かかわらず、以下のとおりとする。</u> 第2条に係る資金については、別に定めるところにより、連帯保証 人を立てることを免ずることができる。
(出資金) 第9条 新規の保証利用者は当該資金利用分に限り保証額にかかわら ず1万円の出資を要する。既に出資を有している者は当該資金利用 分に限り追加出資を要さない。	(新設)
(細則の準用) 第 <u>10</u> 条 (略)	(細則の準用) 第 <mark>7</mark> 条 第1条から第6条に係る規定の他は、細則を準用する。
(その他) 第 <u>11 </u> 条 (略)	(その他) 第8条 この特例細則は、特例細則が有効でなくなった時点で廃止する。
74 Hil	

- 2 1 3
- 則 この特例細則の変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 東日本大震災復旧等緊急保証取扱マニュアル(平成 23 年 5 月 2 日付け独信基 303 平成 23 年度第 16 号)については、廃止する。